

様

新居浜市監査委員 鴻 上 浩 宣
新居浜市監査委員 杉 本 茂 利
新居浜市監査委員 小 野 辰 夫

定期監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和7年7月18日から同年10月3日までの間、新居浜市監査基準に準拠して実施した定期監査について、同条第9項に規定する監査結果に関する報告並びに同条第14項に規定する措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

1 監査の対象及び期間

令和6年度に実施した事務事業全般の歳入歳出予算の執行及び関連ある事項について、次のとおりの監査期間をもって監査を実施した。

監査対象部局	監査期間
上下水道局	令和7年7月18日から同年8月13日まで
企画部	令和7年8月13日から同年9月12日まで
建設部	令和7年9月12日から同年10月3日まで

2 監査を実施した監査委員 鴻 上 浩 宣・杉 本 茂 利・小 野 辰 夫

3 監査等の着眼点

財務及び事務事業の執行等が法令等に基づき正確に処理されているか、効率的かつ効果的（最少の経費で最大の効果）に行われているかを主眼として実施した。

4 監査の実施内容

関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、前年度の指摘事項等が適正に改善されているかに留意して監査を実施した。

5 監査の結果

令和6年度に実施した事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。今後においても、更に適正かつ無駄のないコスト意識を持って、効率的な行財政執行に努め、住民福祉の増進のため努力をされたい。

なお、各部局の主な事務事業、指摘事項及び指摘事項の回答は、次のとおりである。

上 下 水 道 局

1 上下水道局の主な事務事業

(1) 企画経営課

- ア 水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の経営に関すること。
- イ 財政計画及び資金計画に関すること。
- ウ 企業債及び一時借入金に関すること。
- エ 予算の編成、配当及び執行管理に関すること。
- オ 決算及び業務状況報告に関すること。
- カ 現金及び有価証券の出納保管に関すること。
- キ たな卸資産に関すること。
- ク 工事の請負及び業務の委託その他の契約に関すること。
- ケ 財産及び備品の管理の調整統括に関すること。
- コ 水道メーターに関すること。
- サ 水道料金、工業用水道料金、下水道使用料その他収入金（次項に係るものを除く。）の調定、収納及び還付に関すること。
- シ 下水道事業受益者負担金及び下水道事業区域外流入分担金に関すること。
- ス 排水設備指定工事店及び責任技術者に関すること。
- セ 滞納整理に関すること。

(2) 水道課

- ア 水道事業経営の認可に関すること。
- イ 水道施設の整備、改良及び管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- ウ 工業用水道施設の整備及び改良に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- エ 漏水防止対策の計画及び実施並びに応急修理等に関すること。
- オ 給水契約及び給水装置等の管理に係る調査及び指導に関すること。
- カ 給水装置工事の審査及び検査並びに加入金、手数料等の調定に関すること。
- キ 専用水道、県条例水道、簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の検査等に関すること。
- ク 応急給水に関すること。

(3) 下水道課

- ア 公共下水道事業計画の策定に関すること。
- イ 公共下水道施設の整備に関すること。

(4) 施設管理課

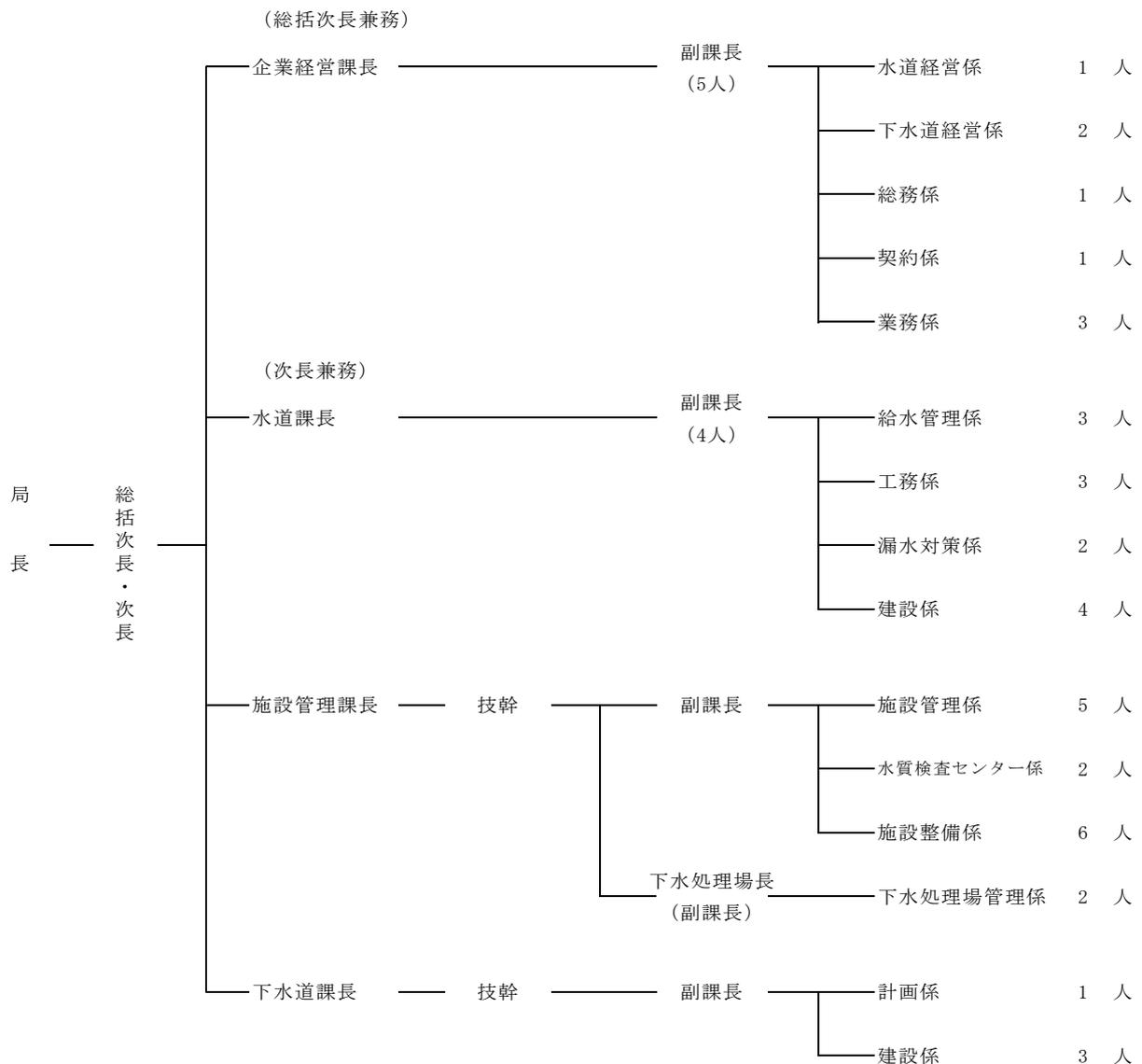
- ア 水源地、配水池、送水場その他の水源施設の管理に関すること。
- イ 水道施設に係る電気、機械及び計装設備の整備、改良及び管理に関すること。
- ウ 工業用水道施設の管理に関すること。
- エ 工業用水道施設に係る電気、機械及び計装設備の整備及び改良に関すること。
- オ 工業用水道の給水契約に関すること。

- カ 公共下水道施設の管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- キ 公共下水道施設の改良に関すること。
- ク 排水管及び排水渠に関すること（他の所属に属するものを除く。）。
- ケ 排水ポンプ場並びに水門及び樋門の管理に関すること。
- コ 導水管及び送水管の管理に関すること。
- サ 水道水の水質検査及び保全に関すること。

(5) 下水処理場

- ア 下水処理場及び菊本雨水ポンプ場の管理に関すること。
- イ 特定事業場の排水に関すること。

2 職員の配置状況 58人（令和7年4月1日現在） 注 育児休業等含む。



3 令和6年度上下水道事業等業務実績

(1) 水道事業

項目	令和6年度	令和5年度	比較増減	備考
行政区域内人口(人)	112,017	113,466	△1,449	年度末現在人口
計画給水人口(人)	120,000	120,000	0	H23.3.24計画変更認可
現在給水人口(人)	109,471	110,893	△1,422	年度末現在推計
普及率(%)	97.7	97.7	0	$\frac{\text{現在給水人口}}{\text{行政区域内人口}}$
給水戸数(戸)	56,054	56,594	△540	年度末現在
年間配水量(m ³)	13,859,882	13,715,897	143,985	年間総量
年間有収水量(m ³)	12,344,017	12,442,716	△98,699	年間総量
有収率(%)	89.1	90.7	△1.6	$\frac{\text{有収水量}}{\text{配水量}}$
配水管総延長(m)	594,749	594,274	475	年度末現在
職員数(人)	31	29	2	

(2) 工業用水道事業

項目	令和6年度	令和5年度	比較増減	備考
給水社数(社)	3	3	0	住友化学(株) 住友金属鉱山(株) 住友重機械工業(株)
年間配水量(m ³)	15,821,252	13,696,262	2,124,990	(R5:311日、R4:341日)
年間有収水量(m ³)	15,803,495	13,681,366	2,122,129	(R5:311日、R4:341日)
有収率(%)	99.9	99.9	0	$\frac{\text{有収水量}}{\text{配水量}}$
配水管総延長(m)	7,756.8	7,458.8	298.0	年度末現在
職員数(人)	4	5	△1	

(3) 公共下水道事業

項目	令和6年度	令和5年度	比較増減	備考
行政区域内人口(人)	112,017	113,466	△1,449	年度末現在人口
処理区域内戸数(戸)	38,114	38,007	107	
処理区域内人口(人)	73,834	74,393	△559	
普及率(%)	65.9	65.6	0.3	$\frac{\text{処理区域内人口}}{\text{行政区域内人口}}$
処理区域内水洗化戸数(戸)	35,545	35,742	△197	年度末現在
処理区域内水洗化人口(人)	69,101	70,496	△1,395	
処理区域内水洗化率(%)	93.6	94.8	△1.2	$\frac{\text{処理区域内水洗化人口}}{\text{処理区域内人口}}$
年間汚水処理水量(m ³)	12,992,692	12,357,877	634,815	年間総量
年間有収水量(m ³)	8,684,965	8,762,896	△77,931	年間総量
有収率(%)	66.8	70.9	△4.1	$\frac{\text{有収水量}}{\text{汚水処理水量}}$
職員数(人)	25	25	0	

4 令和6年度水道料金等調定収入の状況

(1) 水道事業

(単位：円)

区 分	現年度分			過年度分		
	調 定 額	収 入 額	未 収 額	調 定 額	収 入 額	未 収 額
水 道 料 金	2,039,510,124	2,008,138,337	31,371,787	37,580,665	30,811,195	6,769,470
給水受託工事金	16,355,242	0	16,355,242	19,813,500	19,813,500	0
設計・検査手数料	2,947,200	2,947,200	0	0	0	0
加 入 金	29,007,000	29,007,000	0	0	0	0
分 担 金	61,503,458	23,000,000	38,503,458	45,680,700	45,680,700	0
企 業 債	0	0	0	100,000,000	100,000,000	0
補 助 金	0	0	0	0	0	0
その他の収入	224,705,230	158,422,434	66,282,796	12,255,582	12,217,808	37,774
計	2,374,028,254	2,221,514,971	152,513,283	215,330,447	208,523,203	6,807,244

(注) 水道料金の過年度分の未収額は、不納欠損額746,531円を含む。

(2) 工業用水道事業

(単位：円)

区 分	現年度分			過年度分		
	調 定 額	収 入 額	未 収 額	調 定 額	収 入 額	未 収 額
給 水 収 益	259,896,080	237,129,726	22,766,354	22,760,739	22,760,739	0
企 業 債	0	0	0	0	0	0
国庫補助金	30,309,300	0	30,309,300	37,662,379	37,662,379	0
その他の収入	44,503,610	33,141,354	11,362,256	23,647,334	23,647,334	0
計	334,708,990	270,271,080	64,437,910	84,070,452	84,070,452	0

(3) 公共下水道事業

(単位：円)

区 分	現年度分			過年度分		
	調 定 額	収 入 額	未 収 額	調 定 額	収 入 額	未 収 額
下 水 道 使 用 料	1,505,439,277	1,367,673,565	137,765,712	141,927,828	134,908,968	7,018,860
下 水 道 事 業 受益者負担金	28,954,500	28,318,500	636,000	607,400	298,400	309,000
下 水 道 事 業 区域外流入分担金	13,146,100	13,078,900	67,200	59,200	28,800	30,400
計	1,547,539,877	1,409,070,965	138,468,912	142,594,428	135,236,168	7,358,260

(注) 下水道使用料の過年度分の未収額は、不納欠損額711,312円を含む。

下水道事業受益者負担金の過年度分の未収額は、不納欠損額15,600円を含む。

5 令和6年度上下水道事業等工事請負契約の状況

(単位：円)

区 分	一般競争入札		指名競争入札		随意契約		計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
水 道 事 業	10	377,850,000	39	318,292,557	4	125,180,000	53	821,322,557
工業用水道事業	1	133,760,000	2	21,714,000	2	47,806,000	5	203,280,000
公共下水道事業	5	197,528,240	40	364,075,226	7	88,951,500	52	650,554,966
計	16	709,138,240	81	704,081,783	13	261,937,500	110	1,675,157,523

(注) 変更契約は含まない。

6 令和6年度水道事業たな卸資産入出庫状況

(単位：円)

種 別	区分	前期繰越額	入 庫	出 庫	差引残額
管・継手類		8,140,876	1,945,040	1,816,986	8,268,930
栓サドル類		1,033,229	65,500	46,492	1,052,237
弁 類		456,387	198,200	78,500	576,087
ボックス類		223,485	0	0	223,485
量水器		4,946,920	6,983,100	4,988,060	6,941,960
備消耗品類		451,975	0	724	451,251
計		15,252,872	9,191,840	6,930,762	17,513,950

7 令和6年度公共下水道事業会計の状況

ア 収益的収支

(単位：円)

科 目		予 算 額	決 算 額	増減額又は 不用額	執行率 (%)
収 益 的 収 入	営業収益	2,457,970,000	2,451,580,788	△6,389,212	99.7
	営業外収益	1,616,059,000	1,621,350,145	5,291,145	100.3
	特別利益	582,000	812,932	230,932	139.7
	計	4,074,611,000	4,073,743,865	△867,135	100.0
収 益 的 支 出	営業費用	3,407,205,898	3,275,353,012	131,852,886	96.1
	営業外費用	580,812,102	565,440,355	15,371,747	97.4
	特別損失	2,920,000	1,460,403	1,459,597	50.0
	予備費	3,000,000	0	3,000,000	0.0
	計	3,993,938,000	3,842,253,770	151,684,230	96.2
収支差引額		80,673,000	231,490,095		

上表の予算額、決算額等は、いずれも消費税及び地方消費税を含んでいる。

イ 資本的収支

(単位：円)

科 目		予 算 額	決 算 額	翌年度への繰 越額	増減額又は 不用額	執行率 (%)
資本的 収入	企業債	2,119,600,000	1,360,600,000	668,500,000	△90,500,000	64.2
	出資金	220,000,000	120,000,000	0	△100,000,000	54.5
	負担金	38,000,000	42,100,600	0	4,100,600	110.8
	国庫補助金	1,075,042,000	706,263,000	368,779,000	0	65.7
	計	3,452,642,000	2,228,963,600	1,037,279,000	△186,399,400	64.6
資本的 支出	建設改良費	2,970,976,000	1,676,302,786	1,204,086,000	90,587,214	56.4
	企業債償還金	2,281,842,000	2,281,841,408	0	592	100.0
	長期借入金 償還金	32,811,000	32,810,000	0	1,000	100.0
	計	5,285,629,000	3,990,954,194	1,204,086,000	90,588,806	75.5
収支差引額		△1,832,987,000	△1,761,990,594	△166,807,000		

上表の予算額、決算額等は、いずれも消費税及び地方消費税を含んでいる。

8 令和6年度に実施した主な事業

(1) 滝の宮送水場整備事業

既存施設の老朽化や耐震上の問題を解消するため、隣接土地に滝の宮送水場を更新、令和6年12月に供用開始し、川西地区全体の上水道の安定供給を図ることができた。

<事業費>

滝の宮送水場電気設備整備工事 (R4~R6)	R6	125,400,000円
滝の宮送水場次亜生成設備整備工事 (R4~R6)	R6	124,300,000円
川西給水区水道監視システム改修工事 (R4~R6)	R6	206,800,000円
滝の宮送水場ポンプ設備整備工事 (R5~R6)	R6	86,447,200円
滝の宮送水場機械設備付帯工事 (R6)		36,850,000円
滝の宮送水場監視カメラ設置工事 (R6)		9,028,000円
滝の宮送水場場内整備工事 (R6)		20,700,000円

(2) 新居浜市工業用水道更新・耐震化事業

昭和41年の供用開始から50年以上が経過し、一部の施設および管路に老朽化や耐震性の問題が認められるため、平成29年度から配水管の更新・耐震化を進めている。令和5年度からは、既設路線の耐震化が困難な区間についてルートを変更し、新たに耐震管を布設しており、令和6年度も引き続き布設工事を実施した。耐震化の推進により、工業用水道の安定供給が確保され、南海トラフ巨大地震等の発生時においても被害を最小限に抑えることが可能となる。

<事業費>

工業用水道庄内町配水管布設工事	134,708,000円
-----------------	--------------

(3) 管渠整備事業

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、浸水被害の解消を目的に、公共下水道の主要管渠の整備、面整備を行った。

<事業費> 721,516,363円（繰越分333,570,270円を含む。）

(4) 下水処理場改築事業

供用開始後44年が経過し、設備機器の耐用年数が超過しており、老朽化した施設の機能回復を図るため、令和6年度も既存施設の改築更新を計画的・段階的に実施した。都市基盤施設としての下水道の根幹をなす下水処理場を、恒久的かつ適正に機能させることで、本市の水環境の保全と安全で快適な市民生活の維持を図る。

<事業費> 288,687,271円（繰越分211,775,000円を含む。）

9 指摘事項及び回答内容（回答は令和7年9月18日付け）

(1) 委託料の支払いについて

令和6年度新居浜市工事立会等業務委託の一部について、工事立会費積算表に記載されている単価が契約書別表第3と異なっており、委託料の過少払いが生じている。今後はチェック体制を強化するなど適切な事務処理をされたい。

(水道課)

<回答>

委託業務の単価の相違については、誤って令和5年度の工事立会費積算表を使用しておりました。今後は、年度当初に使用する積算ファイルについて、事務処理に従事する担当者へ周知徹底するとともに、複数人で再確認を行うなど、チェック体制の強化を図り、適切な事務処理を行います。

(2) 漏水防止対策の早期強化について

漏水状況について、令和5年度までは配水量は減少し漏水量は増加する傾向にあったが、6年度は川西、上部給水区において給水戸数の減少にもかかわらず配水量と漏水量が共に増加し、かつ有収率が低下する状況に変化している。これは、配水量を増加に転じさせる規模の漏水が発生している状況が推測され、早急な対応が必要と考える。費用対効果を考慮する必要はあるものの、一定の経費を投入し、スピード感を持って漏水防止対策の強化に取り組まれない。

(水道課)

<回答>

無効水量（≒漏水量）については、令和5年度から2年連続前年度比約20%の大幅増となっており、耐用年数を超える老朽管路は、今後も増加する見込みのため、漏水防止対策の強化は喫緊の課題と認識しております。

従来手法による漏水箇所早期発見と修理に加えて、人工衛星画像解析やAI等の最新技術を用いた新たな漏水検知手法等の導入を検討するとともに、漏水多発管路の更新を加速するなど総合的な対策について、スピード感を持って取り組みます。

(3) 有機フッ素化合物水質検査への対応について

令和8年4月から有機フッ素化合物（PFOS及びPFOA）に関し、3か月に1回以上の定期検査の実施が義務化される。現在、同水質検査は、愛媛県総合保健協会に委託して4

送水場の浄水検査を年1回実施しているが、より安全安心な飲料水の供給には、新居浜市水道水質検査センターにおける22水源地の原水も含めた自主検査体制の整備が望まれる。検査機器等の整備について、早期に検討を進められたい。

また、新居浜市水道水質検査センターでは西条市域の水質検査も受託しており、他の検査項目も含めて適正な受益者負担の観点で検査費用を設定されたい。

(施設管理課)

<回答>

有機フッ素化合物水質検査への対応につきましては、令和8年度からの水質検査義務化を受け、より安心安全な飲料水の供給のため、新居浜市水質検査センターでの自己検査の実施に向け、現在、環境省が検討を行っている検査手法(告示法)の動向を注視しながら、来年度末からの自己検査実施を目標に、検査機器等の整備に取り組んでまいります。

また、適正な検査費用の設定につきましては、有機フッ素化合物を自己検査する場合の検査料金設定の際に、県機関や近隣市の検査料金との比較や、水質検査センター運営の収支バランスも鑑み、適正な検査費用を設定してまいります。

(4) 下水汚泥の処理について

下水汚泥については、セメント工場への資源化处理及び民間最終処分場への埋立処分を行っているが、受入量の削減や輸送費及び処分費の値上がりなどを受けて、汚泥の肥料化・燃料化に取り組んでいる。燃料化ではバイオマス燃料としての価値があり、肥料化については、土壌改良剤として有用性がある。今後、燃料化する際の加工施設費用や加工コスト等を詰めた上で、将来にわたって、安定処理及びコスト面での有利性など得失を見極め、最適な処分バランスを早期に実現するよう取り組まれたい。

(施設管理課(下水処理場))

<回答>

下水汚泥の処理につきましては、肥料化の割合の拡大を図り、リスク分散のため複数の引取先を確保するなど、最適な処分バランスの構築に向けた取組を進めているところです。また、燃料化については、長期的な汚泥の安定処理やコスト面などから事業の実現性を検証し、肥料化と合わせて地域での資源・エネルギーの循環が図られるよう取り組んでまいります。

企 画 部

1 企画部の主な事務事業

(1) 総合政策課

- ア 市政の基本方針及び重要施策の総合企画調整に関すること。
- イ 市政の調査研究に関すること。
- ウ 長期総合計画の調整及び進行管理に関すること。
- エ 総合戦略の推進及び調整に関すること。
- オ SDGs の推進及び調整に関すること。
- カ 過疎地域持続的発展計画に関すること。
- キ 市議会に関すること。
- ク 離島振興計画に関すること。
- ケ 広域行政に関すること。
- コ 基幹統計及びその他の統計に関すること。
- サ 行政改革、行政評価に関すること。
- シ 規制改革に関すること。
- ス 総合教育会議に関すること。

(2) 秘書課

- ア 市長及び副市長の秘書並びに渉外に関すること。
- イ 広聴に関すること。
- ウ 市政モニターに関すること。

(3) シティプロモーション推進課

- ア シティプロモーションの推進に関すること。
- イ 移住及び定住の推進に関すること。
- ウ 生涯活躍のまち拠点施設に関すること。
- エ 報道機関との連絡調整に関すること。
- オ 市政の広報に関すること。

(4) 財政課

- ア 予算の編成、配当及び執行に関すること。
- イ 財政計画及び資金計画に関すること。
- ウ 市債及び借入金に関すること。
- エ 地方交付税等に関すること。
- オ 財政事情の公表に関すること。

(5) デジタル戦略課

- ア 電子計算組織の企画及び調整に関すること。
- イ 電子計算機のプログラム作成管理に関すること。
- ウ 電子計算機の管理運営に関すること。
- エ 情報化の推進に関すること。

(6) 別子銅山文化遺産課

- ア 別子銅山文化遺産に関する事。
- イ 広瀬歴史記念館に関する事。

(7) 港湾管理課

- ア 東予港(東港地区)に関する事。
- イ 新居浜港務局との連絡調整に関する事。
- ウ 漂流物に関する事(河川を除く。)

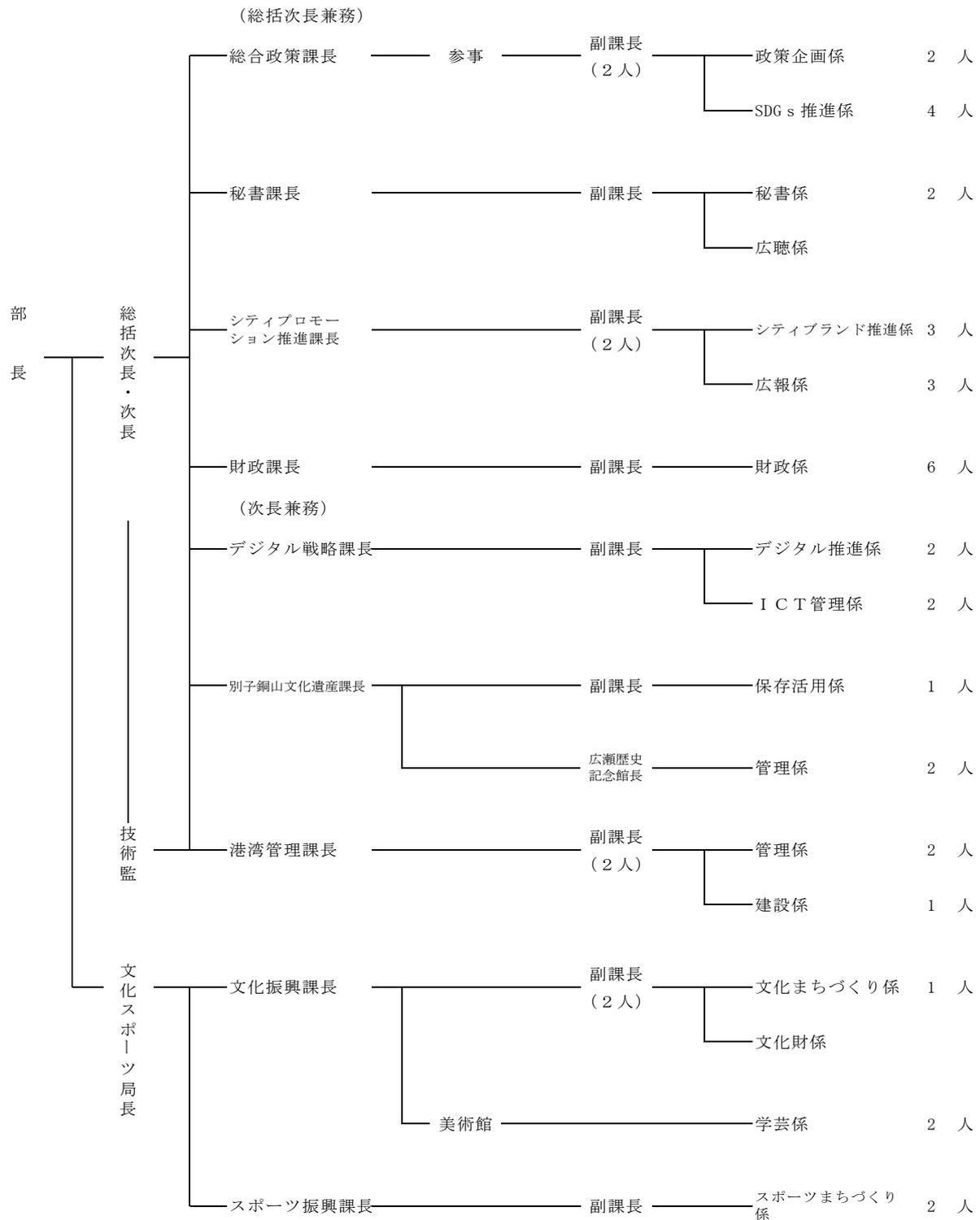
(8) 文化振興課

- ア 文化施設に関する事。
- イ 文化芸術の振興に関する事。
- ウ 文化財の保存活用に関する事。

(9) スポーツ振興課

- ア 体育施設に関する事。
- イ スポーツの振興に関する事。
- ウ スポーツ関係団体の育成に関する事。

2 職員の配置状況 63人（令和7年4月1日現在） 注 育児休業等含む。



3 令和6年度に実施した主な事業

(1) シティプロモーション推進事業費

「Hello! NEW 新居浜」をブランドスローガンとして、本市の魅力・資源や新たな取組について、ターゲットを意識したシティプロモーションコンテンツの作成・配布・配信及びSNSの活用、移住・定住専用ポータルサイトの安定的な運用等、継続的なプロモーションを実施することにより、市外の人や移住検討者等に新居浜市の良さを知ってもらうとともに、市民にも愛着や誇りを再認識してもらうことができた。

＜事業費＞ 5,015,274円

(2) 山田社宅整備事業

住友企業によって保存されてきた社宅6棟について、平成31年までに住友各社から寄贈を受け、令和元年度に住友山田社宅保存活用計画を策定し、今後の一般公開に向けて整備を推進している。令和6年度は、外国人東社宅園路整備雨水排水設備工事、駐車場予定箇所整地を行い、令和5年度からの繰越事業である外国人西社宅の耐震改修等工事、電気設備工事が完了した。

今後は、星越地区の歴史とともに昭和の近代化を推進した社宅として将来にわたって保存活用を図るため、一般公開に向けて住友山田社宅6棟エリアの整備工事を推進し、別子銅山の歴史の継承、郷土愛の醸成を図る。

＜事業費＞ 100,929,638円（繰越分 82,946,000円を含む。）

(3) 旧広瀬邸等保存活用事業

国指定名勝「旧広瀬氏庭園」の構成要素である南煉瓦塀の耐震補強等工事に係る実施設計を実施するとともに、国指定重要文化財「旧広瀬家住宅」に係る調査工事（保存整備（修理）工事を実施するための基本設計）の一期目を実施した。また、今後の保存活用に関する調査及び検討を行うため、新たに専門委員会を設置、外部有識者の専門的な知見を得るとともに、文化庁、愛媛県教育委員会文化財保護課の指導を得た。

＜事業費＞ 60,687,621円（繰越分 50,736,334円を含む。）

(4) 文化施設環境設備事業

老朽化が進んでいる文化施設、特に市民文化センターについて、令和6年度は、中ホール天井反射板ワイヤーロープ取替修繕等を実施した。また、市民文化センター大ホールの調光・音響設備のリースや舞台照明負荷設備の保守点検業務等を実施し、利用者の安全確保と利用環境の改善、利便性の向上を図ることができた。

＜事業費＞ 20,419,092円

(5) 体育施設環境整備事業（東雲競技場）

スポーツに親しむ市民の利便性向上を図るため、東雲陸上競技場改修工事等を実施することにより、東雲競技場施設・設備の適正な維持管理及び機能の充実並びに公認競技場の資格継続が図られた。

＜事業費＞ 184,065,200円

(6) 総合文化施設の運営

新居浜の歴史、文化及び芸術を通して、市民が集い交流する場として、平成27年7月の開館以来、施設の管理運営を行うとともに市民の創作、発表、鑑賞等の機会を提供した。

【来館者数】

年 度	人 数 (人)
令和 2 年度	94,274
令和 3 年度	108,040
令和 4 年度	155,742
令和 5 年度	180,535
令和 6 年度	156,084

<事業費> 234,806,006円

・総合文化施設管理運営費	179,051,671円
・総合文化施設充実費	49,523,156円
・総合文化施設環境整備事業	4,939,220円
・総合文化施設支援事業費	1,250,000円
・美術品購入基金繰出金	41,959円

4 一般会計款別歳入決算状況

(単位：円)

款 別	決 算 額		
	令和6年度	令和5年度	増 減
市 税	19,932,938,913	20,582,487,704	△ 649,548,791
地方譲与税	370,931,111	348,820,723	22,110,388
利子割交付金	13,676,000	8,919,000	4,757,000
配当割交付金	130,507,000	93,014,000	37,493,000
株式等譲渡所得割交付金	194,004,000	112,372,000	81,632,000
法人事業税交付金	343,773,000	306,222,000	37,551,000
地方消費税交付金	3,182,481,000	2,886,632,000	295,849,000
ゴルフ場利用税交付金	31,348,660	31,378,900	△ 30,240
環境性能割交付金	33,184,000	33,624,826	△ 440,826
地方特例交付金	708,684,000	235,562,000	473,122,000
地方交付税	6,242,236,000	5,896,720,000	345,516,000
交通安全対策特別交付金	9,702,000	10,515,000	△ 813,000
分担金及び負担金	264,032,552	246,201,527	17,831,025
使用料及び手数料	709,637,045	752,571,638	△ 42,934,593
国庫支出金	10,230,874,745	11,147,649,991	△ 916,775,246
県支出金	3,859,345,068	3,741,572,201	117,772,867
財産収入	283,117,964	91,345,028	191,772,936
寄 附 金	493,875,801	551,225,695	△ 57,349,894
繰 入 金	1,403,070,155	1,110,037,143	293,033,012
繰 越 金	1,032,049,929	1,241,324,891	△ 209,274,962
諸 収 入	1,686,188,662	1,858,043,207	△ 171,854,545
市 債	4,393,352,000	4,849,548,000	△ 456,196,000
計	55,549,009,605	56,135,787,474	△ 586,777,869

5 一般会計款別歳出決算状況

(単位：円)

款 別	決 算 額		
	令和6年度	令和5年度	増 減
議会費	341,908,300	352,184,814	△ 10,276,514
総務費	5,636,642,355	5,793,297,772	△ 156,655,417
民生費	22,966,105,425	23,069,404,294	△ 103,298,869
衛生費	3,706,302,339	3,714,212,430	△ 7,910,091
労働費	331,651,338	344,594,556	△ 12,943,218
農林水産業費	923,615,840	929,227,701	△ 5,611,861
商工費	1,817,435,574	2,161,583,966	△ 344,148,392
土木費	5,437,028,969	5,160,438,746	276,590,223
消防費	1,950,074,971	1,553,666,218	396,408,753
教育費	6,425,634,460	7,223,361,714	△ 797,727,254
災害復旧費	37,705,974	35,319,170	2,386,804
公債費	4,933,864,892	4,766,446,164	167,418,728
計	54,507,970,437	55,103,737,545	△ 595,767,108

6 使用料の調定収入状況

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	収入未済額
市民体育館使用料	6,255,655	6,255,655	0
東雲市民プール使用料	1,526,546	1,526,546	0
テニスコート使用料	6,178,035	6,178,035	0
山根公園屋内プール使用料	1,534,750	1,534,750	0
山根市民グラウンド使用料	170,100	170,100	0
山根総合体育館使用料	2,731,146	2,731,146	0
市営野球場使用料	766,734	766,734	0
市営サッカー場使用料	1,478,840	1,478,840	0
多喜浜体育館使用料	764,418	764,418	0
文化振興会館使用料	1,013,527	1,013,527	0
自動販売機設置使用料（体育施設）	3,938,748	3,938,748	0
自動販売機設置使用料（文化施設）	1,729,383	1,729,383	0
市民文化センター施設使用料	8,067,747	8,067,747	0
美術館使用料	7,513,280	7,513,280	0
自動販売機設置使用料（美術館）	19,800	19,800	0
無線基地局設備設置使用料（美術館）	132,980	132,980	0
広瀬歴史記念館観覧料等	2,399,860	2,399,860	0
自動販売機設置使用料（広瀬歴史記念館）	240,008	240,008	0
自彊舎跡地使用料	94,248	94,248	0

7 指摘事項及び回答内容（回答は令和7年10月20日付け）

（1）財政健全化と政策推進について

本市の財政状況は、各種指標は健全数値を示すものの、総計決算（一般・特別会計合算）における実質単年度収支の赤字や財政調整基金残高の急激な減少など、財政健全化へ向けた財務体質の改善が急務である。そのため、中期財政計画等において財政収支見通しと改革へのプランを示すとともに、歳入確保・歳出適正化等の具体的数値目標の設定と共有化を図り、全庁一丸となった更なる財政健全化に取り組まれない。

加えて、経済性・効率性・有効性を重視した施策立案を更に強化するため、予算、組織面も充実させた政策推進体制の整備を検討されたい。

（財政課、総合政策課）

<回答>

令和8年度予算編成方針等において、令和8年度及び9年度の2か年において、徹底的な見直しを行う旨通知し、集中的に全体的な歳出の抑制を行い、財政調整基金残高の回復を図ることとしております。また、各種数値目標については、令和8年度予算編成作業において、各種基金等の財源の目標額を設定することとしております。なお、財政計画については、令和7年度末を目途に、3か年実施計画及び10か年財政計画を策定するとともに、厳しい財政状況に対する職員の認知不足を解消するために決算・予算執行・予算要望を柱としたマニュアルを作成する予定としております。

（財政課）

施策立案の強化につきましては、これまでも政策推進班や政策推進室の設置を通じ、大型事業の推進などに努めてきたところでありますが、今後も、各種データの分析及び活用、EBPMの取組などを通じ、政策推進体制の整備に取り組んでまいります。

（総合政策課）

建設部

1 建設部の主な事務事業

(1) 都市計画課

- ア 都市計画に関すること。
- イ 国土利用計画及び国土利用計画法に基づく調査、指導及び進達に関すること。
- ウ 駐車場法に関すること。
- エ 崖崩れ防災対策に関すること。
- オ 都市景観に関すること。
- カ 都市公園等に関すること。
- キ 子供広場及び児童遊園地の管理に関すること。
- ク 新居浜駅前駐車場等及び新居浜駅前駐輪場等に関すること。
- ケ 屋外広告物に関すること。
- コ 公衆便所に関すること。
- サ 土地区画整理事業に関すること。
- シ 新居浜駅周辺整備に関すること。
- ス 河川及び国土交通省所管海岸に関すること。
- セ 下水を排除する排水管及び排水渠に関すること（管理に関するものを除く。）。
- ソ 排水ポンプ場並びに水門及び樋門に関すること（管理に関するものを除く。）。

(2) 国土調査課

- ア 地籍調査の計画実施に関すること。
- イ 地籍調査の成果に関すること。

(3) 道路課

- ア 道路及び橋りょうの調査計画に関すること。
- イ 都市計画道路事業に関すること。
- ウ 地方道事業及び県費補助事業に関すること。
- エ 道路の改良及び修繕補修に関すること。
- オ 交通安全施設に関すること。
- カ 市道の維持管理に関すること。
- キ 道路災害復旧事業に関すること。
- ク 市道の認定に関すること。
- ケ 市道占用許可に関すること。
- コ 未登記道路用地の整理に関すること。
- サ 国道及び県道の建設推進に関すること。

(4) 用地課

- ア 用地の取得（借地を除く。）及び借受けに関すること。
- イ 地上物件その他の補償に関すること。
- ウ 取得物件の登記に関すること。
- エ 地価公示に関すること。

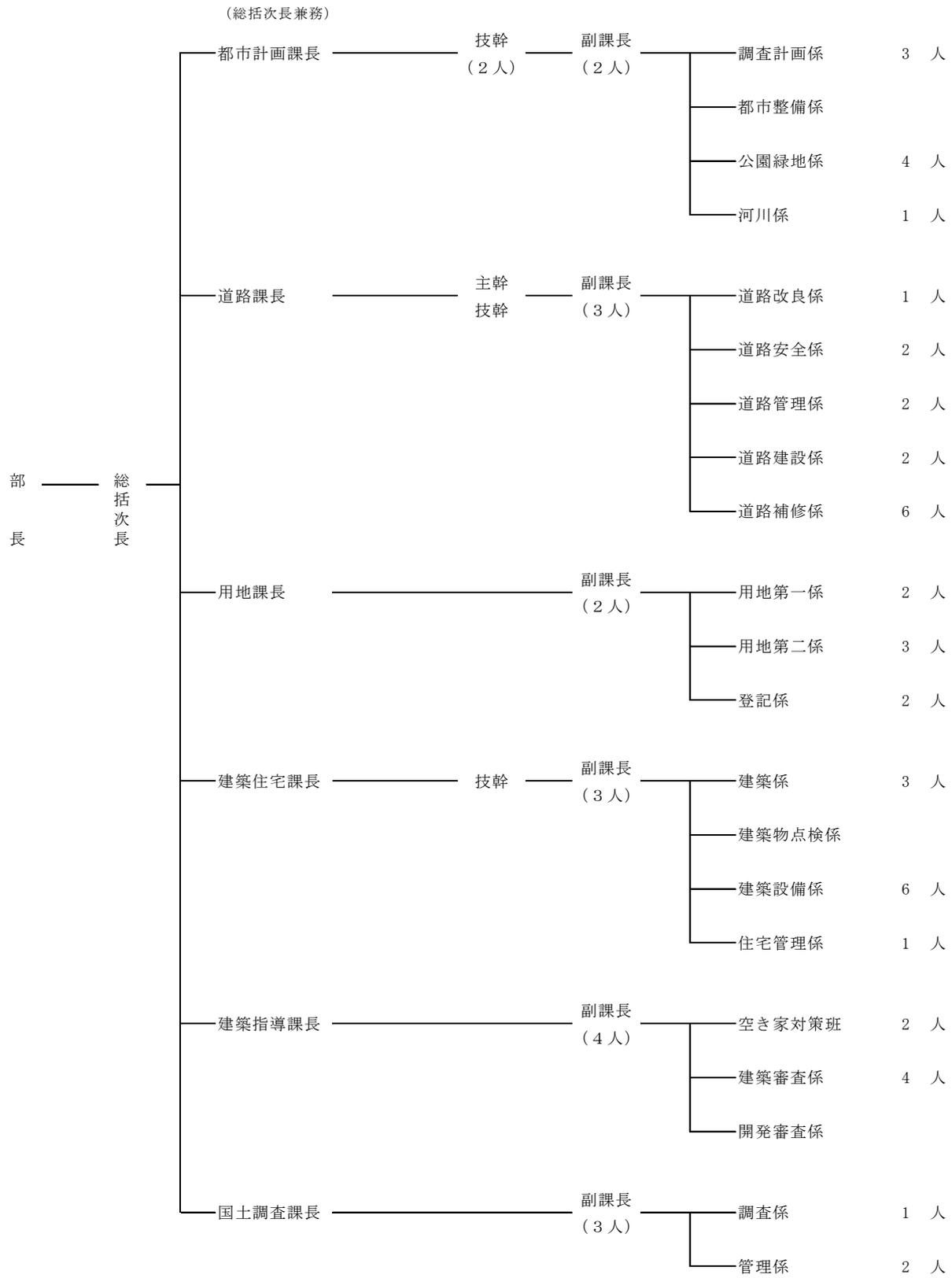
(5) 建築住宅課

- ア 市営住宅及び活性化推進住宅の建設並びに補修に関すること。
- イ 市有建築物の建設、補修及び点検に関すること。
- ウ 市営住宅及び活性化推進住宅の管理に関すること。
- エ 住宅地区改良法に係る県知事からの委任に関すること。
- オ 旧雇用促進住宅の管理等に関すること。

(6) 建築指導課

- ア 建築基準法の実施に関すること。
- イ 建築行政指導及び相談に関すること。
- ウ 住宅金融支援機構の委託事業に関すること。
- エ 開発許可申請等の審査に関すること。
- オ 優良宅地及び優良住宅の認定に関すること。
- カ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の実施に関すること。
- キ 建築物の耐震改修の促進に関する法律の実施に関すること。
- ク 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の実施に関すること。
- ケ マンションの管理の適正化の推進に関する法律の実施に関すること。
- コ マンションの建替え等の円滑化に関する法律の実施に関すること。
- サ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の実施に関すること。
- シ 都市の低炭素化の促進に関する法律の実施に関すること。
- ス 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の実施に関すること。
- セ 空家等対策の推進に関する特別措置法の実施に関すること。

2 職員の配置状況 76人（令和7年4月1日現在） 注 育児休業等含む。



3 令和6年度に実施した主な事業

(1) 滝の宮公園リニューアル事業

昭和31年の開設後、60年以上が経過した滝の宮公園を、少子高齢化や健康意識の高まりなど近年の利用者ニーズに応じた再整備を行った。駐車場、電気設備、歩道等の整備を実施し、来園者に憩いの場としての快適な空間を提供することができた。

<事業費> 47,341,926円 (繰越分 35,759,521円を含む。)

(2) 地籍調査事業

迅速な災害復旧、円滑な公共事業の推進、固定資産税の公平な課税等土地の有効活用を図るため、地籍調査事業を実施した。

<事業費> 94,981,317円 (繰越分 79,600,000円を含む。)

(3) 公営住宅建替推進事業

老朽化した公営住宅の建て替えにより、安全性の確保、バリアフリー性能の向上等居住環境の整備を図った。令和2年度から着手した東田団地1号棟建設工事と外構工事の完了後、引き続き東田団地2号棟の新築建設工事を行った。

<事業費> 工事費 828,399,000円 (継続費 R6年度分)
補償費 3,730,000円

(4) 民間木造住宅耐震診断事業、耐震改修補助事業

民間による木造住宅の耐震診断及び耐震改修の円滑な実施を支援し、建築物の耐震性の向上を図るため、診断費用や改修に係る設計・工事・監理費用の一部について補助を行った。

<事業費>

【耐震診断事業】	3,564,820円	補助件数	70件
【耐震改修補助事業(設計補助)】	2,582,000円	補助件数	11件
【耐震改修補助事業(工事補助)】	9,131,000円	補助件数	10件
【耐震改修補助事業(工事監理補助)】	300,000円	補助件数	10件

(5) 危険家屋除却補助事業

安全安心な生活環境の確保及び良好な地域景観の保全を図るため、老朽化等による危険な空き家を除却する者に対して、除却費用の一部について補助を行った。

<事業費> 7,144,000円 補助件数 10件

(6) 民間ブロック塀撤去補助事業

災害に強いまちづくりを進めたるため、危険ブロック塀の撤去に係る費用の一部について補助を行った。

<事業費> 1,156,000円 補助件数 4件

4 使用料、手数料の調定収入状況

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	収入未済額
道路使用料	37,659,100	37,659,100	0
敷地使用料	315,116	315,116	0
公営駐車場使用料	16,537,100	16,537,100	0
公営駐輪場使用料	12,124,350	12,124,350	0
公園使用料（都市計画課）	2,198,914	2,198,914	0
公園使用料（建築指導課）	144	144	0
自動販売機設置使用料 （公園施設）	589,705	589,705	0
自動販売機設置使用料 （市営住宅）	199,837	199,837	0
下水道敷地使用料	13,240	13,240	0
河川使用料	152,928	152,928	0
地籍調査成果交付手数料	120,900	120,900	0
建築確認手数料	6,916,900	6,916,900	0
屋外広告物許可申請手数料	2,008,580	2,008,580	0
用途地域等証明手数料	18,600	18,600	0
低未利用土地等確認手数料	4,200	4,200	0
開発許可等手数料	1,245,580	1,245,580	0

5 市営住宅家賃等の調定収入状況

(単位：円)

区 分		調 定 額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
家 賃	現年度分	263,622,380	262,354,450	99.5%	0	1,267,930
	滞納繰越分	6,119,855	720,630	11.8%	35,470	5,363,755
	計	269,742,235	263,075,080	97.5%	0	6,631,685
共益金	現年度分	29,217,715	28,929,100	99.0%	0	288,615
	滞納繰越分	3,797,591	686,474	18.1%	0	3,111,117
	計	33,015,306	29,615,574	89.7%	0	3,399,732
駐 車 場	現年度分	4,212,990	4,175,950	99.1%	0	37,040
	滞納繰越分	4,400	4,400	100%	0	0
	計	4,217,390	4,180,350	99.1%	0	37,040
督 促 事 務 費	家賃	98,600	98,600	100%	0	0
	駐車場	13,400	13,400	100%	0	0
	計	112,000	112,000	100%	0	0

6 指摘事項及び回答内容（回答は令和7年11月7日付け）

（1）市営住宅等の指定管理について

令和7年3月の財政援助団体（新居浜市市営住宅管理グループ）監査における指摘事項を踏まえ、令和8年度に予定する次期市営住宅等指定管理者の募集に向けて、「新居浜市指定管理者制度運用の手引」及び「指定管理に伴う経費の算定等の基準」に更に適合した最適な募集要項、業務仕様書等の作成に取り組まれない。

（建築住宅課）

<回答>

今後、令和8年度に予定している次期市営住宅等指定管理者の募集に向けた研究を重ね、「新居浜市指定管理者制度運用の手引」及び「指定管理に伴う経費の算定等の基準」に更に適合する最適な募集要項、業務仕様書等の作成に取り組んでまいります。